

ガウア著 『現代會社法原論』

L. C. B. Gower, The Principles of Modern  
Company Law, 2nd edn., 1957, London.  
xxxii, 631 pp. Stevens & Sons.

喜 多 了 祐

著者はロンドン・スクウル・オブ・エコノミクスの教授であり、同大學の學士課程では商法を、又その修士課程では會社法を擔當している。本書は後者のテキストとして使用されており、異色あるイギリス會社法教科書たることを狙った野心的な勞作である。初版は一九五四年に五〇〇頁餘のものとして出版されたが、新版は六〇〇頁を遙かに超える大冊となっている。殆ど全編各頁に及ぶ全面的な改訂を施したわけであるが、とくに大きな改訂を施した部分は取締役の義務に關する敘述で、この他に支配株主の義務に關する敘述を含めて、初版よりも二章多くなっている。

本書の内容は五編に分たれ、第一編序論、第二編法人格附與の効果、第三編會社の設立と起業、第四編會社證券、第五編投資者及び債權者の保護となっているが、前記大改訂の部分は第五編に含まれている。會社の管理面を單なる内部機構の問題と

して取扱わずに、投資者及び債權者から成る各種利益群の對立抗争を克服する手段として、どのように支配者を義務づけ、どのように少數派を保護するかという見地から、かような一編を設けているのは本書の一大特色といわねばならない。この一編の中には、取締役や總會の外に、公示・計算・會計監査及び更生・清算・外國會社の問題も併せて取扱われる。いずれも、投資者又は債權者の保護を統一的視點として、従来の會社法教科書の傳統を破った取扱ひ方である。

第三編及び第四編はイギリスの會社の基本的な構造上の特徴である公開性と契約性との二大眼目を強く打出している。監督主義よりも公開主義、定款中心よりも契約中心というのがアメリカの會社法と異った點である。これには歴史的・社會的・經濟的な理由がある。この洞察は、アメリカ法の造詣が深い著者にしてはじめてなしうるところであろう。初版が出た年に著者はハーバード大學に招かれ、アメリカの會社法講座を一年間擔當した経験もあって、新版にはそうした経験が相當に織り込まれているようである。私は幸いにも英米兩國で著者に接する機会を得て、その感を深くした。

第一編と第二編とは會社法總論ともいうべき豫備知識を興えるもので、全編の三分の一近くを占めている。この部分は從來の類書に比べて最も特色のあるところで、會社法問題を専ら法技術的側面からのみ捉えようとせず、歴史的・社會的・經濟的背景において興味深く理解させようとする著者の關心の度合を物語る。ここではとくに力點を置いているのは會社法人格の

意義であるが、それへの迫り方は法人制度の歴史的由來と機能的結果とを見定めようとするところにあり、ここから反轉して、法人格の承認がどの程度の重要性をもつものであるかを示唆しようとするようである。

本書は更に文章スタイルの點でも格別のものがある。著者は最高法院ソリシタとして依頼人相手の訴訟事務で鍛えてきているだけに、本書でも従來の類書のような固苦しさがなく、「輕快な筆致」(Pleasant presentation)で「生きた會社の生きた法」を生き生きと描き出している。

以下には、紙幅の關係上總論的部分から要點を抜き書きして見よう。

(一)イギリス會社法發展史。

第一期は、海外貿易の獨占權を與えられた特許會社の出現からいわゆる南海泡沫事件までである。はじめはギルド商人が各自の道具と各自の計算で商賣をしていた。國王特許は、その商人仲間が特定の商賣を専行できるようにするための方法にすぎなかった。これにやがて組合的な組織方法が加味されて、合同企業としてのジョイント・ストック・カンパニが發生する。この會社はコンメンダの共同計算(joint account)方式によると共に、各社員の商賣道具(stock-in-trade)を含有(joint)にしたという意味で、ジョイント・ストックの組織だったのであり、株式による有限責任の組織という自覺はそこになかった。コンメンダの方式を探りながら、そこから大陸的な合資會社が發展しなかったのは、イギリスが簿記技術において立ち遅れ

ていたからである。組合組織としては、ソキエタスの方式がこの國では根づいて、今日の組合(partnership)にまで成長した。尤も、これは十八・九世紀になってからのことで、十七世紀にはまだ萌芽的な組合しか存在しなかった。海外貿易會社が廢れて、國內商會社が勃興したこの頃には、捺印組合證書(deeds of partnership)に特許状をかざした會社をめぐって、株式の取引が行われた。十八世紀に入って空前の起業ブームがやってくるが、これは株式の買収による特許状の爭奪乗取の場面で、その幕切れはついに悲劇的な南海泡沫事件に終る。しかし、この段階までに、資本家と企業家との結合を可能ならしめる會社の第一次的機能について、或程度の認識が生れたといえる。以上は會社法前史である。

第二期は、南海泡沫事件から泡沫會社取締法の廢止までである。パブル・アクトといわれるこの取締法は「會社法」(Companies Act)というものの最初の試みであった。その眼目は、時代遅れの特許状で會社を經營してはならないことと、株式を自由に讓渡できる組合を組織してはならないこととの二點にあった。はじめは頭上にかかるこのダモクレスの劍のために實業界は特許の取得と株式の讓渡とに困難を感じたが、やがて法曹の知識を藉りて、捺印設立證書(deeds of settlement)による會社形態を考え出した。これは、トラストの方式を活用して、商事組合を株式會社に近いものたらしめるように工夫したものである。かようにして、トラスト方式のジョイント・ストック・カンパニが大々的に發展した。當時、組合の成員の最大

数は法規によって制限されていなかったから、このジョイント・ストック・カンパニは多数の出資者を集めることができ、従ってまた彼等による株式の譲渡を許さざるを得なくなり、十八世紀の後半にはパブル・アクトも事實上死文と化したのである。十九世紀に入って間もなく、通商産業局 (Board of Trade) の發議で、この法律が廢止されたのは、當然の成行きであるが、通商産業局としてもこのように成行きに従って解放策を執つたのは賢明であつた。けれども、この段階までのジョイント・ストック・カンパニはそれ自體特許會社ではなく、法律上單に組合にすぎなかつたから、法人格を有しなかつた。國王の特許狀がえられなければ、議會の特別な私法律 (Private Act) をうる途があつたが、何れも莫大な經濟的犠牲を拂わなければならなかつた。

第三期はパブル・アクトの廢止以後である。一八四四年に時の通商産業局長グラッドストウンの起草した株式會社法 (Joint Stock Companies Act) が成立を見た。この法律は、ジョイント・ストック・カンパニが單なる登記によって法人格を得ることを認めたが、法人格の最も重要な利點である社員の有責任を依然として否認した。従つて、會社は債權者に對して第一次責任を負うが、第二次的には社員の個人的責任が株式の譲渡後三年を経過するまでは終了しないものとされた。しかし、とにかくこの立法によって株式會社の法人格がはじめて承認されたのであつて、グラッドストウンはその意味で「現代會社法の父」と稱されるべきである。有責任制は、その後一八

五五年の有限責任法 (Limited Liability Act) によって導入された。當時はレッセ・フェアが謳歌された時代であつて、社員を責任を限定して、彼等の能力を自由に發揮させることが、社會の利益に最も良く合致すると考えられたのである。更に、社員数の増大に伴い、小額出資者たる中産階級及び労働階級を有限責任制の導入によって保護しようとする社會政策的考慮も働いたようである。もつと穿つたところでは、「有限責任制の價値は、企業に働く貧しき者のために、富める者が安んじて金を貸すことができるようにするにある」という見方もあつた。

この有限責任法は翌一八五六年の新株式會社法の中へ吸收された。實質的には、これが最初の現代會社法である。自由主義華やかな頃であつたから、有限責任の法人會社を設立させるのに、立法の態度は殆ど放任に近く、七人以上の者が定款に署名して登記すれば足りた。株式の最低額面價額や名目資本・拂込資本の最低額やについても、何らの規定も置かれなかつた。かうにして設立された法人會社の商號中に「有限」(“Ltd.”) という文字を附加させたのは、この危険な法人と取引をする公衆に對して赤旗信號を掲げようとする立法者の意圖に出たものである。その點では、アメリカ法のように「法人」(“Inc.”) という文字を附加させる方がより論理的であるが、イギリス法は法人格と有責任とを分離し、前者の承認と後者の導入との間に十一年を経過したという沿革上の理由で、前述のようになっているにすぎない。

その後、立法の發展は自由放任の態度を修正して、監督規定

の設置と公示規定の増加とに向った。一八六二年、これまでの各種法律規定を統合修正して、はじめ「會社法」と名のつく法律が制定された。形式的には、これが最初の現代會社法である。このような統合修正は二十世紀に入っても繰返され、一九〇八年、一九二八年、一九二九年、一九四七年、一九四八年と續いている。これらの立法の眼目は、一九四五年のいわゆる「コオエン勸告」(通商産業局が任命したコオエン委員會の作成したもの)に述べられてある通り、次の二點にある。第一は、目論見書及び計算書について公示主義を徹底することである。とくに貸借対照表の公告強制は一九〇八年法で導入されたが、一九四八年の現行會社法では更に損益計算書をも公告強制の下に置くこととした。第二は、株主の經營監督權の強化である。ともあれ、現代イギリス會社法は既に法人格の問題を解決し終つて、今やこの法人會社をめぐる株主・債權者及び一般公衆をどのように位置づけるかという本格的な問題に取組んでいる。一九四八年法は、こうした問題に關する規定を集大成したものである。とくに、尨大な内容になっている。本則四六二條、附則一八款まであり、しかも各條・各款が莫大な規定を含んでいる。とくに附則に掲げた各種標準定款は、法人會社の内部組織を定型化したものとして、精巧を極めている。それにも拘らず、この法律はイギリスにおける「會社法典」といった包括的なものではない。このことを著者はとりわけ強調している。というのは、會社法の多くの基本原則は長年集積されてきた判例の中にあるのであって、制定法としての「會社法」はこの判例會社法の上

部構造にすぎないからである。

例えば、「能力外」(Ultra vires) 法理は一八七五年のアン・ペリ事件において初めて登記による法人會社に適用されたものである。この法理はその後實際の慣行と立法の變更とのために廢れてきたけれども、しかしアメリカにおける程に廢れ切つてはいない。とくに會社の目的を規定する基本定款は登記しなければならぬから、登記された以上、能力外取引の相手方は惡意の擬制 (constructive notice) を受けるわけであつて、せいぜい會社に對しては不當利得を、また取締役に對しては禁反言則を主張するしか救済の途はないようである。組合その他の非法團體に比べて彈力的な組織を有する法人會社がその取引相手をかように不自由な地位に追い込んでいるのは慥かに苛酷であるのみならず、權衡を失っているが、元來能力外法理という思想は古く特許法人について特許權の濫用を戒めるために潜在していたもので、それが近代的な法人會社に適用されたのは、沿革上の理由による。すなわち、組合的な會社はその權限外行爲を組合員の無限責任によつて擔保できたり、また全組合員の同意を得れば會社の目的を自由に變更することができたから、能力外の問題は起さる餘地がなかった。この問題が起きたのは、先づ議會制定法による特別會社についてである。この會社は、その能力が直接制定法によつて制限されていたし、また全員の同意をもつてもその制限外行爲を能力内とすることはできなかつた。ここには慥かに特許法人に對する能力外思想が何程か近代化されている事實を讀みとることができる。この傾向

を拍車したのは、單なる登記による有限責任會社の登場である。當初の會社法規は基本定款の變更を認めていなかったからである。これは、有限責任制の危険な法人會社に對して投資者及び債權者を保護しようとする趣旨に出たものである。この趣旨が債權者保護の必要のより少い無限責任會社にも擴張されたのは、二十世紀に入ってからである。今日では定款變更の自由が大幅に法認されており、會社の目的を特別決議によつて變更しうる途が開かれてゐるのに、なお能力外法理が残存しているのは、社員から獨立した法人格を有する會社を危険視する判例法の傳統的立場があるからである。

以上の發展史を顧みて、イギリス會社法における法人格の概念がどのような意義のものであるかを考えるに、著者は先ず、ドイツ流の法人實在説がイギリス法にとつて直接の關わりを有しないことを斷言する。しかし次に、イギリス法が明確に法人擬制説を採用しているともいい切れぬのではないかという疑問を提出している。イギリス法上の法人格概念はむしろ傳統的な法人特許説 (the "concession" theory of incorporation) に由來しているのであつて、この特許説が、國王特許の時代から議會制定法による特別な法人格附與の時代を経て、單なる登記によつて一般に會社法人格が取得される今日の時代に至るまでの過程において、段々と崩れてきてゐるというのである。その崩壊過程において、特許狀によらない組合的な株式會社が擡頭して、やがて法人會社に發展して行くのだが、どの時代においても、權利能力という意味での法人格が法の創造したものであ

る點に、變りはない。このことは自然人に與えられる法人格についてもいふ。法人格の附與は手段であつて、それ自體目的ではないから、會社法人は擬制人 (artificial person) であるといつても、實在説に對比される擬制説が想定するような絶對的擬制 (fiction) の下には立たない。恰も古代ギリシャの演劇において使用された面がベルソナといわれたように、會社法人格もまた人々の組織的活動の法律的演出効果を高めるための道具に外ならない。だから、後述の如く、法は時にこの法人の「ベイルをあげて」(lifting the veil)、その背後にある經濟的實態をあらわにしなければならないことがある。

#### (二) 法人會社の機能的分析。

イギリス會社法の永い發展史にも拘らず、會社法人格の眞義すなわちその機能的効果が裁判所によつて初めて充分に把握されたのは、十九世紀も終ろうとするやつと一八九七年においてである。有名な「サロモン對サロモン會社」事件がそれである。この會社は株式會社として登記されたが、その實態は取締役支配人たるサロモンの個人會社であつた。控訴院はこれを會社法の眞意に反する似せ物と見て、サロモン會社は本人サロモンの化身たる代理人であるから、サロモン自身が會社債務の保障をしなければならぬと判決した。しかし、この判決は貴族院で覆えされ、サロモンは會社の代理人ではあつても、會社がサロモンの代理人ではないと判示された。會社が社員から獨立した法人格を有することの實益が認識されたわけである。この獨立性の故に、社員は法人債務について責任を負わないのが本則な

のである。特許状や特別法による會社の社員がその特許状や特別法に別段の定めなき限り無責任であるのは、そのためである。設立登記による法人會社の場合には、會社法が社員の責任限度に種別を設け、有限株式會社、有限保證會社及び無限責任會社の三種を區別している。前二者の場合には、會社債務についての社員の擔保責任が間接且つ有限なのである。會社法上の會社は大別して右の三種になるが、細別すれば後二者の場合も更に株式資本の有無によってそれぞれ二種に分れるから、都合全部で五種の會社が存在するわけである。株式資本の効用は利益分配の基準たることにある限りで、後二者もまた資本を株式に分つ理由があるかも知れないからである。

しかし、最も實用度の高い會社はいうまでもなく有限株式會社であり、株式制度もこの種の會社において眞價を發揮する。ここでは、社員はその有する株式の未拂込額を限度としてのみ責任を負うだけでなく、この株式を他に譲渡することによって完全に責任を免れることができる。組合と異って、株主が死亡しても、株式は相続されるから、會社の財政的安全はそのために脅かされない。とにかく、社員の變動が會社の基本的構造に變動を生じないのは、社員から獨立した法人格のお蔭である。この利點はとくに持分譲渡の自由によって最高度に實現される。持分譲渡の自由を制限した五十人以下の閉鎖的な會社を私會社 (private company) といひ、その他の公開的な會社を公會社 (public company) といひ、しかし、公會社が獨占の手段としてその從屬會社を私會社たらしめることを防ぐため

に、現行法は私會社を更に區分して、免除私會社 (exempt private company) と非免除私會社 (non-exempt private company) との二種とする。免除私會社の特典は、財政状態の非公開と取締役への金銭貸付権とにあり、かような免除の利益が純粹の家族會社にのみ及ぶように規定されている。會社の經濟的實態に即した精巧な立法技術といふべきである。以上の區別を前述五種の會社に組合わせると、現行イギリス法上の會社は十五種を下らないことになる。これらは何れも法人會社として訴訟法上の當事者能力を有し、實體法上も獨立自存の永續性を有する。この永續性は、單に社員の變動によって直接妨げられないのみならず、會社の手足となつて働く取締役支配人が死亡又は發狂しても、これによって影響されない。

元來、法人は擬制人であるから、自然人の肉體を藉りなければ、實際に活動することができない。會社の行爲も自然人を代理人としてのみ可能なのである。イギリス會社法の根柢に代理法が置かれるのは、こうした見方によるものである。組合法でも、各組合員が他の全組合員の代理人となるという方式で、代理法が全面的に支配するが、會社法では、代理される本人は全社員とは別個の法人格を有する會社それ自體であり、代理する者も社員ではなくて、取締役會及びその權限委譲を受けた役員である。會社と社員又は社員相互の間に代理關係がない點で、組合關係との顯著な相違がある。この代理關係の設定は、判例では總會の決議によるとされいているが、理論上はむしろ會社の設立行爲によると解すべきである。實際上も原始定款が任命行

爲をやっている。總會はかような代理關係の裏付けがなく、却つて代理人を監督する地位にあるから、會社そのものともいふべき會社の機關である。しかし、今日では取締役會もまた、その授與された大幅の権限にもとづく行爲について總會の干渉を許さない點で、その行爲を會社自體の行爲とする會社の機關であつて、單に總會の監督に服するにすぎない會社の代理人ではない。それは任命行爲の點から見れば代理人であつても、會社内部の権限分配の關係では、立法府に對する行政府の地位よりも強く、むしろ連邦國家における連邦議會に對する州議會のやうなものである。更に、今日の取締役支配人もこのやうな見地から機關として把握すれば、現代會社機關は三分化しているわけである。

ところが、判例が「機關説」(organic theory)を導入したのは、そうした會社内部關係の面においてではなく、會社の對外關係についてである。會てゲッチンゲン大學でドイツ流の法人實在説を學び機關概念と代理概念との峻別を知つたホルデイン卿が、一九一五年レナード事件において、「取締役支配人たるレナードは會社の手足たる代理人であるのみならず、場合によつては會社の精神たる中心人物であるから、彼の過失ある行爲はこの場合會社そのものの行爲と見るべく、會社はその行爲による損害を賠償すべき責に任ずる」と判決したのである。この原則は、使用者責任について使用者自身の過失を要求するイギリス傳來の法理を克服するためであつたが、更に刑法上犯意が要求される場合にも適用されるに至つた。最近の國有化法で

は、逆に會社の行爲が取締役全員の有罪行爲とされる程に、機關説を徹底している。しかし、機關説は代理法の基本原則を無用ならしめるものではなく、單に代理人の権限内行爲が本人を拘束しえない特定の場合にその行爲が本人を拘束しうるように説明するための論據にすぎない。従つて、代理人の権限外行爲について本人が責を負わないという代理の原則には影響がないのみならず、眞實には権限外であつても通例上又は外観上権限内である代理行爲について本人の責任を認める代理法理もまた會社の對第三者關係に活躍しなければならぬ。この例として、著者は議論百出の有名な「ロイアル・ブリティッシュ銀行對タックランド」事件を取上げ、パウエルの代理法論を武器として快刀亂麻を斷つごとく、それを分析している。延々二〇頁にわたる力のこもつた箇所である。

著者は右のやうな権限外問題を能力外問題と峻別すべきことをとくに強調している。権限外問題に關する代理法理は機關説と共に會社法人格の附與を必ずしも會社のみ有利に歸せしめないやうに作用する。しかし、この不利益はイギリス會社法上の法人概念に内在しているものであると著者は見るやうである。このやうな不利益としては、他にも幾つか注目すべきものがある。例えば、支配株主たる重役のために會社が賃借した住宅には家賃統制法上の保護が與えられないとか、親會社が子會社の全財産を所有していてもそれは親會社の被保險利益にはなりえないとかである。ともあれ、法人格は時に逆效果(Doomed-thing)を伴うものであるから、これを利用しようとする者はよ

くその利害両面を衡量すべきである。とくに税法上の利害は最も微妙な問題を含んでいる。所得税の面では、利益配當にかかるとき個人所得税が社内留保の形で回避されうるが、こうしたいわゆる「大蔵大臣の傘」(the Chancellor's umbrella)の下にかくれる免稅資本は、營業所得稅の輕い私會社の儲け物である。しかし相續稅の面から見れば、課稅の對象たる株式を取引所で容易に換價できる公會社の方が株主にとって有利である。これらはみな社員から獨立した法人格なるものの機能的結果であるといえる。尙、法人格附與の必然的效果ではないが、實際の他の制度上の理由から、法人會社にのみ認められている資金借入上の便宜がある。浮動擔保 (floating charge) の特典がそれである。社債は登記によって公示されるから、動産賣買證書法の公示規定及び破産法上表見所有者の規定が適用されないというのがその理由だが、著者はとくに後者の適用除外を疑問だとしている。

法人格附與の利害を考察して來て、最後に著者は、サロモン事件で打立てられた原則が一應は破り難い「鐵のカアテン」として守り抜かれてはいるが、しかし時に鐵のごとき論理が便宜公平に反し又とくに國稅の利益に反する場合、立法上また司法上例外的に法人格のペイルをあげて、背後にある經濟的實態に迫る努力がなされていることを指摘する。この論述は大量二七頁に達し、著者が最も力點を置いている箇所の一つである。著者は年來こうした例外的ケースを集めているということであるが、それらを大別すると、一は法人格の背後に侵入して各社員

の個人的存在を見定めるといふ型であり、一は各會社別々の人格を無視して全體としての經濟的統一體を考慮するといふ型である。これら二つの型のケースが先ず立法上どのように現われているかという点、會社法では社員數の減少に關する規定、清算中の詐欺的取引に關する規定、會社商號の不實表示に關する規定、及び持株會社と從屬會社との計算書類の合併表示に關する規定に、また税法では社内留保利益の分配命令や支配株主たる重役の手盛り賞與的退職積立金(いわゆるトップ・ハットならざる掛金制度)への課稅に關する所得稅法規定、及び親子會社間の營業所得や財産移轉への課稅調整に關する財政法規定に、その例を見る。次に、司法上の解釋技術としては、一人會社の實態を陰蔽し去るようなサロモン事件の原則を緩和するために、支配株主たる重役陣を會社全體の被代理人と見たり、株式資本や議決權の受託者と見たり、彼等の事務所をもつて會社の營業の本據と看做したり、彼等の決議をもつて權限外行爲の略式追認と看做したり、また彼等の株式讓渡の自由を制限する特約を公序に反しない取引制限と解する。更に、發起人が私利隱匿のために操る幽靈會社や舊雇人が顧客奪取のために營む競争會社も詐欺又は不當行爲の外被とされる。アメリカでは、支配株主の一般債權は清算中の會社により優先株主の殘餘財産分配請求權の後順位に置かれるべきだとするディップ・ロック法理 (‘Dipp Rock’ doctrine) が判例によって發展せしめられているが、イギリスはまだそこまで法人の外被をはぎ取っていない。クラブ組織をもつ法人の所有物を官許なくして社員に販賣



することは、その取引の實質からすれば、準犯罪にならないとした判例があるが、イギリスに多いこの企業形態の正體を衝いた恰好の例である。しかし、イギリスの判例上企業の實態把握を最も必要とした例は、持株會社と從屬會社との關係である。會社をその支配株主の代理人と見ることを拒否したサロモン事件の直後に、その支配株主が今一つの會社である場合には資本面から代理關係を認定すべしとした税法上の判例がある。又、親會社の子會社に對する管理面から同じく代理關係を認定した損害賠償法上の判例もある。かように代理法を適用した最近の判例では、親會社たるアメリカの會社と從屬會社たるイギリスの會社との金融關係に着眼した登記法上の判例と、その取引關係に着眼した税法上の判例とがある。成程、他方では、運輸國有化法によりイギリス運輸局に全株式を買上げられた會社が同運輸局の代理人でないとする最近の判例もあって、裁判所は仲介人のペイルに觸れることを好まないようである。けれども、サロモン事件が確立した法人格の原則は相當に緩和されてきている兆候がある。そして、裁判所は代理法の適用から一步

を進め、數多くの從屬會社の上に立つ大親會社の出現に對して、各會社格別の法人格からそれらを全體として包含する企業集團 (group enterprise) の經濟的一體性へと眼を轉じさせられつつある。

(三)イギリス會社法の課題。

第一に、各種共濟團體や同業組合などとの限界を明らかならしめるように、關係法規の整理統合が必要である。

第二に、獨禁法・公社法・勞働法との法體系的關連が検討されねばならない。ここでは、一法人企業を基點とする會社法的枠を超えて、「福祉國家」(Welfare State) における會社企業のあり方を考えなければならぬだろう。一九五七年一〇月ブライトンの勞働黨大會で發表された大企業國有化案には本書は時期的に觸れえなかったが、今著者は非常な關心をそれによせている。本書の第三版がどのような内容に發展するか、期して待たれるところである。

(小樽商科大学助教授)